

都心における 環境配慮に関する指針 (概要版)



名古屋市の都心では、リニア中央新幹線（品川－名古屋間）の開業を控え、国により名古屋駅周辺・伏見・栄地域が都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域に指定されるなど、国際競争力の強化に向けた都心発展への促進策が進められ、民間事業も含め再開発が進んでいます。

一方で自然環境においては、災害級の暑さなどの異常気象や、豪雨や地震などの自然災害、都市の乾燥化などの影響により、都心の環境の過酷さが増していくと予測されていることから、開発の際には環境負荷を考慮し、対策を講じる必要があります。

本指針は、魅力的で持続可能なまち「環境首都なごや」にふさわしい都心の実現に向けて、環境配慮の方向性と具体的な事項、手法を示すことで、事業者の環境配慮の取り組みに役立てていただくことを目的としています。

※対象区域については裏面を参照

対象区域での4つの重要課題と

その解決のための方針と具体的な環境配慮事項について

課題 1

ヒートアイランド現象の緩和

本市の100年あたりの気温の上昇率は、大都市の中では東京、福岡に次いで大きく、深刻なヒートアイランド現象が起っています。「地表面被覆の人工化（緑の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）」「人工排熱（建物や自動車などの排熱）の増加」「都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの疎外や天空率の低下）」により、対象区域でのヒートアイランド現象による一層の影響が懸念されています。

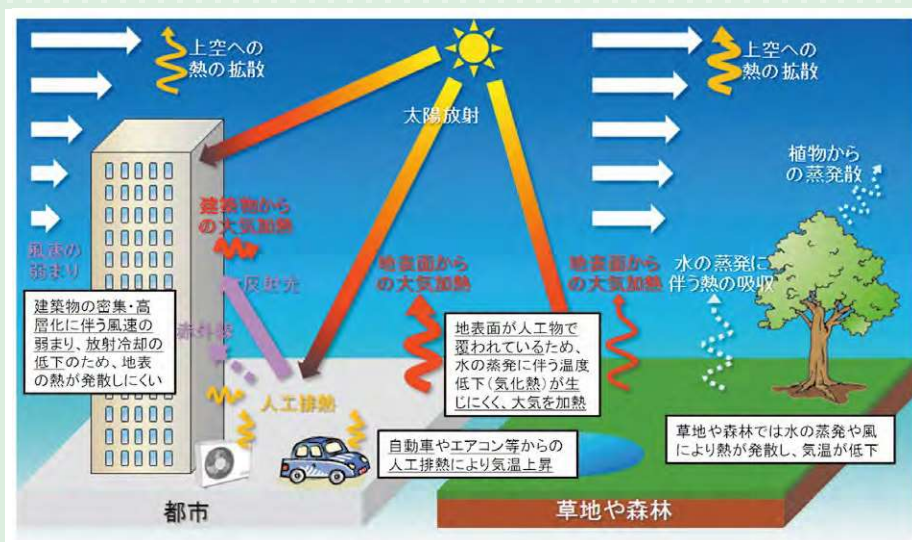


図 ヒートアイランド現象の概念図（2018年、ヒートアイランド監視報告2017（気象庁））

解決のために

方針 1 ヒートアイランド対策の推進

人工被覆域の可能な範囲での自然被覆への置き換え、空調や自動車などからの人工排熱の低減、緑などによる日射の遮断や蒸散効果を活用した夏の暑さの軽減により、ヒートアイランドに対する環境配慮を進めていきましょう。

環境配慮事項

- 人工排熱の低減
- 人工被覆域の改善
- 緑などによる日射の遮断と蒸散効果の活用

環境配慮の例

人工排熱の低減

■ 空調設備の高効率化

空調設備の高効率化により、人口排熱の低減を図ることができます。

■ 自動車などの施設への流入経路の改善

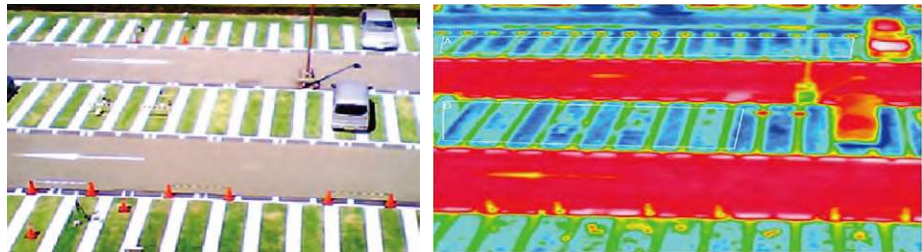
交通渋滞の緩和・解消を図ることで、アイドリングなどによる無駄な排熱を減らすことができます。

人工被覆域の改善

■ 人工被覆から自然被覆への置き換え

太陽光による熱を抑え地表温度の抑制につなげることができます。

図 環境に配慮された駐車場の例
(2017年、埼玉県庁)

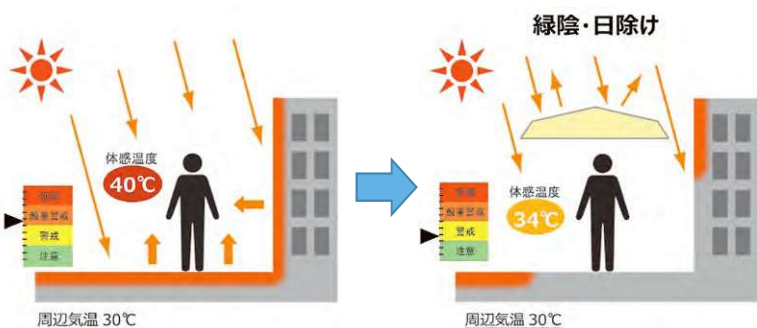


緑などによる日射の遮断と蒸散効果の活用

■ 外壁や地表に 緑陰や日陰を形成するための 緑や日除けの配置

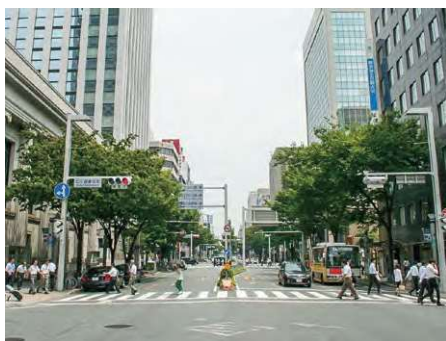
日射と足元からの赤外放射を大幅に減らし、夏の暑さの緩和を図ることができます。

図 日向と緑陰・日除けがある場合の体感温度の違いイメージ
(2016年、まちなか暑さ対策ガイドライン(環境省))



■ 既存の緑との連続性等、緑のまとまりに配慮した緑化

緑の持つ熱の緩衝機能が効果を発揮し、夏の暑さの緩和を図ることができます。



広小路通のケヤキ

図 シンボル並木 (2015年、街路樹再生指針(名古屋市))



桜通のイチヨウ

図 シンボル並木 (2015年、街路樹再生指針(名古屋市))

温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減

本市の温室効果ガス排出量は、省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギーの導入拡大などにより減少していましたが、近年は横ばいの状況が続いています。

都市機能の集約化、民間再開発が進展している対象区域では、今後、増床に伴うエネルギー消費の増加が見込まれるため、新築、改築などの機会を捉え、一層の省エネルギー化を進めることが重要です。

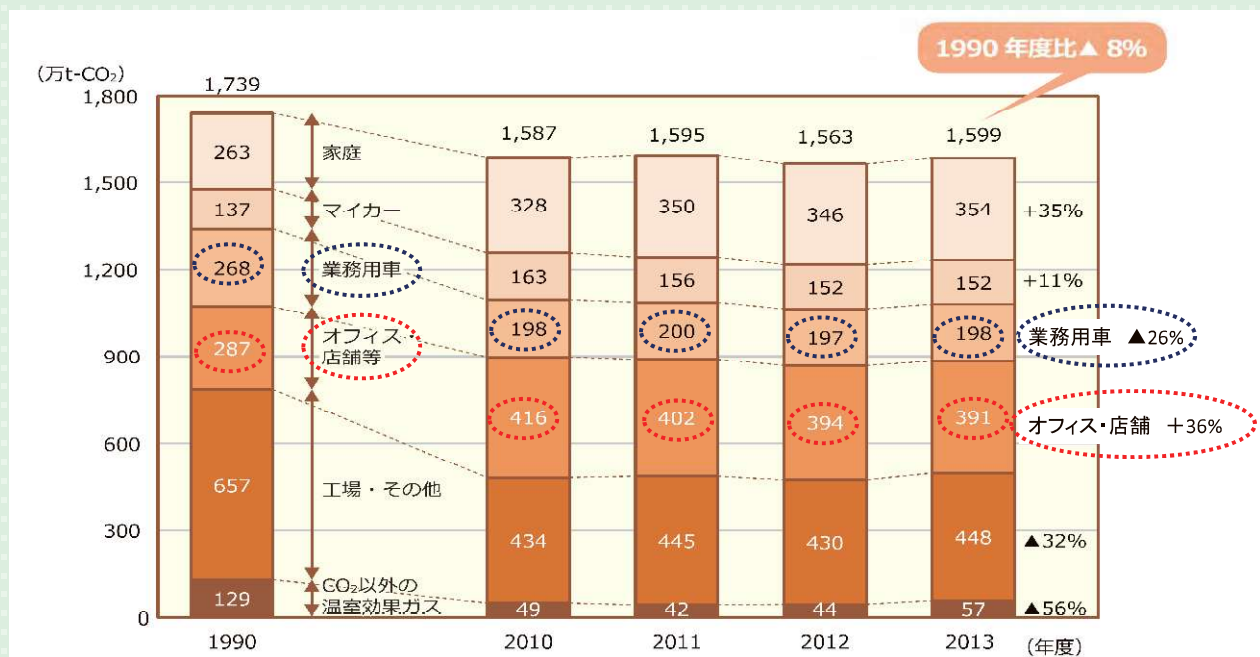


図 名古屋市の温室効果ガスの排出量の推移（2018年、低炭素都市なごや戦略第2次実行計画（名古屋市））

解決のために

方針2 低炭素なまちづくりの推進

省エネルギー化の推進、施設整備を含めた電気自動車等の普及推進や、化石燃料に頼らないエネルギーへの転換、木材の有効活用によるさまざまな部材の木質化の推進により、環境配慮を進めていきましょう。

環境配慮事項

- ZEB化の推進
- 省エネルギー設備の整備推進
- 電気自動車等の普及と利用形態の多様化
- 再生可能エネルギー・未利用エネルギー・水素エネルギーの利活用
- 木質化の推進

環境配慮の例

ZEB化の推進

ZEB化の推進

オフィス・店舗用ビルに、省エネルギーと創エネルギーを組み合わせることでZEB化を推進することができます。

※ZEB（ゼブ）とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを旨とした建物のことです。

図 ZEBの概要とイメージ
(2018年、ビルは、“ゼロ・エネルギー”の時代へ
(環境省・経済産業省・国土交通省))



省エネルギー設備の整備推進

地域熱供給の活用

熱供給源の熱効率の向上や建築物相互でのピークカットなどにより省エネルギー化を図ることができます。

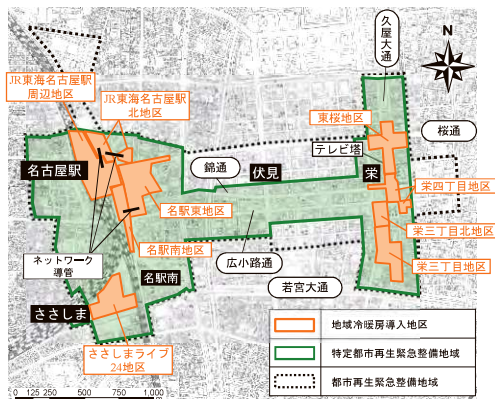


図 地域熱供給導入事例 (2019年、名古屋市作成)

電気自動車等の普及と利用形態の多様化

- 超小型モビリティのカーシェア
- 駐車場等への充電設備の設置
- 施設への電力提供設備の設置

多様なモビリティ利用のための環境を整備することで、電気自動車等の普及と利用形態の多様化を推進することができます。



図 超小型モビリティを利用したカーシェア
(2018年～、e-MoShare (名古屋大学))

再生可能エネルギー・未利用エネルギー・水素エネルギーの利活用

下水高度処理水・運河水・地中熱 (地中の熱・地下水の熱) 等の未利用エネルギーの利用

都市における下水高度処理水・運河水・地中熱 (地中の熱・地下水の熱) などを調査し、熱供給に利用することで、未利用エネルギーの利用を進めることができます。

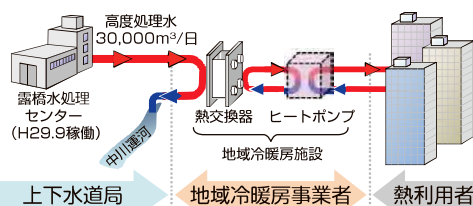


図 露橋水処理センターの高度処理水の地域熱供給への利用
(2017年、名古屋市上下水道局)

木質化の推進

木を素材とした部材等の利用

人工被覆の木質化は太陽光の熱吸収を抑える効果があります。また、内装を木質化することで、木の繊維が含んだ空気により断熱材としての効果を得ることができます。



図 都市の木質化プロジェクト (2015年、低炭素モデル地区「錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクト」)

健全な水循環の回復

本市では、都市化にともない、雨水が浸透しにくく蒸発散しにくい人工被覆された地表面が拡大しています。大部分が人工被覆である対象区域では、集中豪雨が発生した際に、地中に浸透しなかった雨水があふれやすく、都市型水害を引き起こしやすくなっていると考えられます。

また、地表面や植物などからの蒸発散量が減少しており、ヒートアイランド現象の一因にもなっています。

解決のために

方針3 水循環機能の回復

水循環機能を回復させるために、地表面に降った雨を地下に浸透させたり、一時的に貯留したりして、直接流出を減らす取り組みを進めていきましょう。また、雨水・湧水（地下漏水）といった水資源を有効的に活用しましょう。

環境配慮事項

- 雨水の浸透・貯留の推進
- 雨水・湧水（地下漏水）の活用

環境配慮の例

雨水の浸透・貯留の推進

■ 雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置

雨水の浸透や貯留を推進することができます。

雨水・湧水（地下漏水）の活用

■ 雑用水としての雨水活用

雨水を散水やトイレの洗浄水などに再利用することで、下水道や河川の負担を減らし、上水の使用量を節約する効果もあります。

■ 湧水（地下漏水）などの利活用

未利用の水資源の利活用を図ることができます。



図 湧水（地下漏水）の活用事例（名古屋市昭和区川名駅）

本市の事業系ごみ処理量は20.2万トン(2017年度)です。2000年度に比べ減少していますが、2010年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

本市では、2028年度までに事業系ごみのうち、資源化が可能な紙類の80%、生ごみの50%を資源化することをめざしていますが、現状、資源化可能な紙類の31%、生ごみの57%がごみとして処理されています。

対象区域における既設の事業所には、十分なストックヤードが確保できない、食品リサイクルに取り組みたくても衛生面で必要とされる建築物の基準が達成できていないなどの理由により、資源化が進んでいない所も見受けられます。

解決のために

方針 4 廃棄物減量・リサイクルの推進

事業活動から排出される廃棄物をできるかぎり減量するため、「紙類（新聞・雑誌・段ボール・雑がみ等）」と「生ごみ」の分別・リサイクルの推進に向けた施設・体制を整備するなど、環境への配慮を進めていきましょう。

環境配慮事項

○ 事業系廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

環境配慮の例

事業系廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

■ 廃棄物計量システム等の導入

廃棄物の発生量を見える化することにより、事業系ごみの減量を推進することができます。

■ 資源化対象物を分別・保管するのに必要な広さや設備をもったストックヤード等の確保

廃棄物のリサイクルを推進することができます。

■ 生ごみの堆肥化や飼料化、メタン発酵設備の導入によるエネルギーの創出

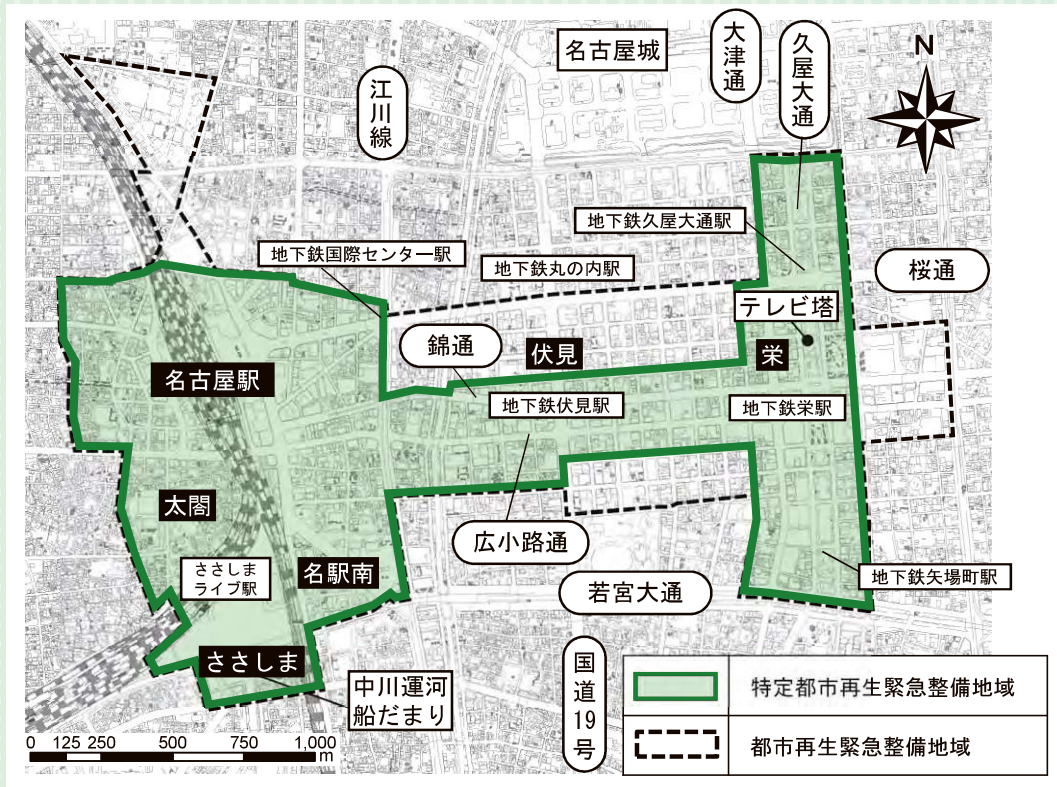
事業系ごみの資源化を推進することができます。



図 よく整理された廃棄物分別スペース
(2018年、環境レポート2018 (ユニー株式会社))

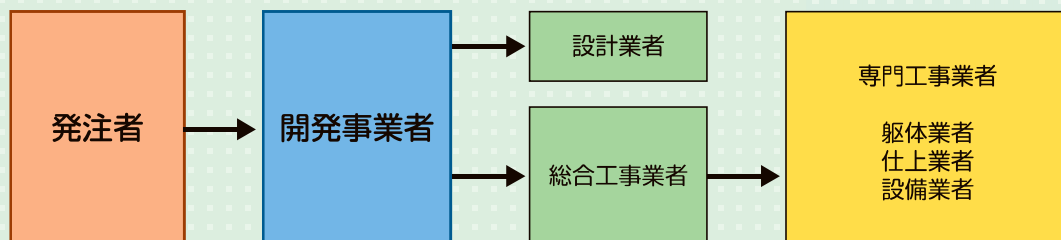
対象区域

本指針は、魅力的で持続可能なまち「環境首都なごや」にふさわしい都心を実現するために、都心の中でも特に官民連携による都市の国際競争力の強化に向けた整備が求められる「特定都市再生緊急整備地域（名古屋駅周辺・伏見・栄地域）」を対象区域とします。



対象者

本指針では、事業の実施において一般的に意思決定に深く関わる「発注者」及び「開発事業者」を対象者とします。



都心における環境配慮に関する指針 概要版（令和元年7月発行）

名古屋市環境局環境企画部環境企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-2684 FAX: 052-972-4134

E-mail: a2684@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp

※本指針の本編及び概要版は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) から「都心における環境配慮に関する指針」でサイト内検索をしてください。

※この印刷物は、古紙/バリエを含む再生紙を使用しています。